

小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

令和2年2月

泉佐野市教育委員会

小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

目次

はじめに

第1 本ガイドラインの基本的な考え方

第2 保護者の皆様へ

第3 児童生徒の皆さんへ

第4 小中学校の教職員の皆様へ

第5 指導例【指導例1～8】

はじめに

子どもが心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いであり、子どもが安心・安全に成長できる環境を整えることは大人の責務です。

昨今、登下校中の子どもが犯罪被害にあう事案が全国で発生していることから、地域や関係機関等が連携し、安全確保に努めていただいているところです。また、平成30年6月に大阪府北部地震が登校時間帯に発生し、登下校中の安全確保について新たな不安の声も聞こえています。

そこで、泉佐野市教育委員会（以下「泉佐野市教委」）では、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、子どもを守るために活用できないかと考えました。

これまで、泉佐野市教委は、「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言」（平成20年12月、大阪府教育委員会「携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議」）及び「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成21年1月、文部科学省）を受け、小中学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止としてきました。しかし、市内の小中学校では、携帯電話の持ち込みを原則禁止としながら、保護者の申し入れに応じて、持ち込みを特別に許可している現状もあります。

そこで、泉佐野市教委では、「校内への携帯電話の持込は原則禁止」という方針は変わりませんが、保護者が登下校で携帯電話を所持させ、校内への持込みを申請する場合には、子どもたちが持参する携帯電話の取扱いに関するルールが必要であり、大阪府教育庁のガイドラインを参考に、このガイドラインを策定しました。

携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、保護者が判断するものです。泉佐野市教委としては、子どもが携帯電話を所持すること自体を推奨するものではありません。

ただ、情報化社会が益々進展する中、携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及しています。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。

泉佐野市教委として、それらの課題に向き合い、子どもが適切に使用できるよう、必要な指導についても本ガイドラインに盛り込みました。

本ガイドラインを参考に、登下校中の子どもの安全確保だけでなく、携帯電話やインターネットの問題に向き合い、その適切な使用方法や課題の克服、改善のために、子どもや保護者、学校が互いに話し合い、ともに取り組むことが重要だと考えます。今後、情報化社会の中で、泉佐野市の子どもたちが携帯電話とうまくつきあい、安心・安全に、また健やかに成長できる環境をみんなで作っていきましょう。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

第1 本ガイドラインの基本的な考え方

学校と保護者は、子どもが携帯電話の所持如何に関わらず、その使用に伴う危険やトラブル等から子どもたちを守り、情報化社会と有益なかかわりをもつために、それぞれの立場で積極的に関与することが求められます。

学校と保護者は協力し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要があります。

家庭は、携帯電話を持たせる意味や目的を明確にし、携帯電話を持たせるかどうかの判断、適切な使用方法や使用時間、使用に伴う危険やトラブルへの対応等、子どもの携帯電話の管理を、保護者の責任のもと行う必要があります。

第2 保護者の皆様へ

子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認し、約束してください。

【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯のためです。
- (2) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、手に取って操作することや、携帯電話の使用は禁止します。
- (3) 校内での携帯電話の使用は禁止します。
- (4) 携帯電話は、校内では電源を切り、保管についての学校の指示に従います。
- (5) 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却した上で、携帯電話の持込み許可の取消しも含め、学校と保護者が協力して指導します。

【適切な使用に関すること】

1 携帯電話の適切な使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日 30 分、休日 60 分を目安とする。
 - (2) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
 - (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
 - (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
 - (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
 - (6) SNS やメール等には人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
 - (7) SNS での友だちの反応が遅くなる場合があることを理解し、友だちにすぐに返信するよう強制しない。
- ※ これら以外の使い方については、子どもと話し合っ、その都度ルールをつくってください。

2 携帯電話の管理及び責任について

- (1) 子どもに携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。
パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

第3 児童生徒の皆さんへ

携帯電話は、以下のルールを守り、保護者が許可した場合だけ持つことができます。

【登下校中や学校での携帯電話の使い方に関するルール】

- (1) 登下校中は、携帯電話をなくさないよう、かばんの中に入れます。災害のときや、危ない目にあいそうなどとき以外は、携帯電話をさわったり、使ったりしてはいけません。
- (2) 学校にいる間は、携帯電話の電源を切り、保管について先生の指示に従います。
- (3) もし携帯電話を勝手にかばんから出したり、使ったりした場合は、先生が預かり、保護者に直接返却します。

【正しい使い方に関すること】

1 携帯電話の正しい使い方について

<自分のことについて>

- (1) お家で使う時間は、平日は30分、休日でも60分以内にします。
- (2) 自分や友だちの写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINE や Instagram など）にのせたりしてはいけません。
- (3) 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (4) SNS などインターネット上で知り合った人とは会ってはいけません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることはしてはいけません。

<友だちのことについて>

- (6) どんな時でも、誰に対しても、SNS やメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこんではいけません。
- (7) SNS のグループでの仲間はずれなど、いじめはしてはいけません。
- (8) SNS やメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせてはいけません。
- (9) 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

<その他>

- (10) これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合っ規則をつくりま。

2 その他の注意点

- (1) 携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談します。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 携帯電話には必ずフィルタリングを設定してもらいます。また、保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方をしているかを確認してもらいます。
- (3) 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかけます。パスワードは必ず保護者に伝えます。
- (4) 学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり勉強します。
- (5) 携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

第4 小中学校の教職員の皆様へ

【携帯電話の取扱いに関するルール】

校内での携帯電話の取扱い

- (1) 学校は、児童生徒に対し、校内で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、保護者が児童生徒に携帯電話を持たせる場合、校内での管理は、携帯電話の電源を切り、保管についての学校の指示に従うよう指導を行う。
- (3) 児童生徒が学校の示したルールに従わない場合、学校は、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却した上で、携帯電話の持込み許可の取消しも含め、保護者と協力して指導を行う。

◇学校は、以下の場合に限り、児童生徒に校内で携帯電話を使用させることができる。

- ・災害等の緊急時に、使用するよう指示をする場合
- ・携帯電話に関わるトラブルが生じ、学校で指導を行う場合
- ・その他、校長が使用を認める場合

【適切な使用に関する指導】

1 適切な使い方の指導について

学校は、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、携帯電話やインターネット使用の有用性と併せて、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について、その発達段階に応じた指導を行う。

<学校で指導すべき危険・トラブルの例>（別添資料「指導例」参照）

- (1) 長時間の使用によるネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下、ながらスマホによる危険について
- (2) SNS等を利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
- (3) 画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について
- (4) 個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自画撮り被害」）について
- (5) 違法行為や社会で許されない行為のSNS等への投稿によるネットでの炎上について
- (6) オンラインゲーム等での高額課金について
- (7) SNS上で知り合った人と会うことでおこる連れ去りや性被害について
- (8) その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、いわゆるJKビジネスや、違法なダウンロード等）について

◇登下校中の携帯電話の取扱いに関し、学校は保護者と協力し、携帯電話をかばん等に入れ管理させるなどの指導を行うこと。

◇学校は、今後、児童生徒が情報化社会に適応していく必要があることから、現在、携帯電話を所持しているかに関わらず、全ての児童生徒に対して指導を行うこと。

◇携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめ等の未然防止のために、児童生徒の実態や課題に応じた指導を行うこと。その際、「いじめ対応プログラム(1、2および実践事例集)」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(大阪府教育庁)や「平成30年度大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」(大阪府青少年課)等も活用すること。

◇児童生徒のコミュニケーション力等人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行うこと。

2 生じたトラブル・いじめ等への対応について

- (1) 携帯電話に関わるトラブル等が生じた場合、保護者と学校は協力して、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行う。特に、いじめが生じた場合は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、課題解決と再発防止に努める。
- (2) 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめ等については、「5つのレベルに応じた問題行動対応チャート(大阪府教育委員会作成)」、「レベルに応じた問題行動への対応チャート【泉佐野市】」、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や学校のいじめ防止基本方針等を活用し、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的に対応する。

3 教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について

- (1) 学校は、携帯電話に関わる危険性や具体的な事例等、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめ等への対処方法の確認を行う。
- (2) 学校は、保護者に対し、研修会等を通じて、携帯電話の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容等について、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口等についても児童生徒や保護者に対し、情報提供を行う。

[参考1] ネットいじめやトラブルの相談機関の例

- ▶ すこやか教育相談(大阪府教育センター)
- ▶ 子ども家庭相談室(受付時間 月・火・木曜日 10:00~20:00)
- ▶ 大阪府警察(緊急時は110番、または最寄りの警察署へ)
- ▶ 子どもの人権110番(大阪法務局・大阪府人権擁護委員会連合会)

[参考2] 携帯電話の設定等にかかわる指導や情報提供の例

- ▶ 警察等の関係機関や公的機関、携帯キャリア会社、インターネット関連企業等の専門家を外部講師に迎え、保護者対象の講座を行い、フィルタリングの重要性とその設定方法について講義を行う。
- ▶ 外部講師を迎え、児童生徒対象の講座を行い、児童生徒にも携帯電話を持参させて、その場で、携帯電話やアプリの設定等を行う。
- ▶ 携帯キャリア会社等と連携し、学校行事等とあわせて携帯電話安全相談会を実施する。
- ▶ ネットトラブル等の相談窓口の一覧を、学校通信等に掲載、すべての家庭に配布し、周知する。
- ▶ 学校が保護者からの相談を受けた際、相談窓口を紹介する。

【指導例1】「家庭でのルールを見直そう！」

■ねらい

家庭での携帯電話等の使用に関するルールづくりを通して、携帯電話等の依存や使い方によっては、日常生活に悪影響を及ぼすことを知り、携帯電話等に関わるトラブルを防ぎ、適切な使用を促す。

■対象・時期

対 象：小学生・中学生、保護者（児童生徒と保護者と合同も良い）

時 期：ルール導入時、保護者が来校する機会（入学式等の行事、学級懇談会、個人懇談会等）等

■展開例

指導の流れ

留意点

1 携帯電話を使うと便利なこと、楽しいこと、やってみたいことをあげてみよう！

たくさんの友達いつでもメールなどをする

好きな写真を撮って送る

買い物をする

ゲームをする

新しい友達を作る

耳が聞こえにくい友達とメールなどで会話ができる

・自由にあげさせる
・カードを用意（裏にはマイナス面を記入）し、提示
・学年に応じた言葉・内容で準備する

2 でも！このカードの裏には「わな」が書いてあります。何が書いてあるか考えよう。

やりすぎで体調を崩す 誤解からけんか

変な写真が拡散

いつのまにか高額請求

課金被害・成績ダウン

怖い人だった

提示したカードを裏返して、提示
・必要な場合は具体例を挙げて解説

3 「わな」の落ちないためにはどうすればいいか、考えよう。

○自分たちでルールを作ればいい。

<ルールづくりでの2つの視点>

- ・加害者にならないためのルール
画像、個人情報、書き込み、ダウンロードや著作権など
- ・被害者にならないためのルール
フィルタリング、安全なアプリやサイトの利用など
- ・依存しないためのルール
使用時間の制限

・使い方のルール作りをする
・保護者と一緒の場合は、家でのルールも作る

■資料等

「我が家のケータイルール」
（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（大阪府教育庁））

【指導例 2】「児童会・生徒会で学校のルールをつくろう！」

■ねらい

児童生徒が、携帯電話等を使用するにあたって、自分たちで課題を見つけ話し合う中で、携帯電話等の使用に関する学校のルールをつくることで、適切な使用についての意識を高める。

■対象・時期

対 象：小学生・中学生

時 期：通年（児童会・生徒会の役員変更時など）

■展開例

（事前に、全校で携帯電話等の使用についてのアンケート（「大阪スマホアンケート」や学校独自のもの）を実施し、その結果を集約する）

1 全校集会で児童会・生徒会役員から発信

アンケート結果からわかったことや課題と
感じることを発信し、学校のルールづくりを
することを提案する。

2 学級での話し合い

各学級でアンケート結果や課題について話し
合い、①使用の際のルール②使用時間帯などの
学校のルール案を決める。

3 学校のルールを決定する

各学級からの案を児童会・生徒会で集約し、
学校のルールを決め、児童生徒に発表する

4 家庭や地域に発信する。

通信やポスター、HPなどで、家庭や地域に発信し、毎年、定期的に見直す。
学校のルールをもとにした啓発動画を作成し、発信することもできる。

＜アンケート項目の例＞

- ・あなたは携帯電話を持っていますか
- ・一日どれくらい携帯電話等に触っていますか？
- ・携帯電話をどのくらいの間隔で見ますか？
- ・あなたは動画投稿をしたことがありますか？
- ・夜、何時に寝ますか？
- ・ネット上でけんかやトラブルになったことがありますか？

（「大阪スマホアンケート」より）

■資料等

「大阪スマホアンケート」
 (大阪府青少年・地域安全室青少年課)

【指導例3】 スクールロイヤーによるいじめ防止授業

■ねらい

法律の専門家であるスクールロイヤーが直接児童生徒にいじめ（SNS等携帯電話等からんだもの）について授業を行ってもらうことで、法律の観点からもいじめが重大な人権侵害であることを知り、いじめを行わない気持ちを育てる。

■対象・時期

対 象：小学生・中学生・教職員・保護者
 時 期：通年

■展開例

『スクールロイヤー』とは…学校教育にも詳しい弁護士。大阪府教育庁では、スクールロイヤー制度を導入し、学校からの相談活動や研修、いじめの授業等を行っています。

指導の流れ

留意点

1 「いじめ」はなぜ問題なのでしょう？【教員】

○いじめはなぜ問題なのかを考え、意見を出し合う。
 ・気持ちが暗くなる。つらい目に合う。
 ・何もしたくなくなる。学校に行くのが嫌になる。
 ・気持ちを傷つける。
 ・携帯電話等のいじめは、誰にも気づかれずに進むので、さらにひどいことになる。
 ・携帯電話等のいじめは、一見何もないように見えて、実は最もショックが大きい。

・観念的な意見でも受容する。

2 みんなでやってみよう、考えよう！【教員】

○いじめの場面を想定し、ロールプレイングを行う。
 ・加害側と被害側で役割演技をする。
 ○やってみての感想を出し合う。
 ・加害側もあまりよい気持ちはしなかった。
 ・うそとわかっていても、ドキドキしてしんどい気持ちになった。

・シナリオを配り、短い劇をする。（グループ毎や全体等）
 ・より実感を伴う意見が出るように、気持ちを聞く。

3 「いじめ」で考えてほしいこと【スクールロイヤー】

○いじめの構造や法律の観点からのいじめについて、スクールロイヤーの話を聞き、考える。

・標語や自分たちのルールとしてまとめるのも良い。

<p>4 「いじめ」をなくすために、これからできることは何でしょう？【教員】</p> <p>○いじめをなくすためにこれから何ができるかを考える。</p> <p>○いじめや携帯電話等でのトラブルの相談窓口についても周知する。</p>	
<p>■ 問い合わせ先</p>	
<p>泉佐野市教育委員会</p>	

【指導例 4】 無料通話アプリでおこるいじめ

<p>■ ねらい</p>	
<p>無料通話アプリでの友人同士のやりとりが、いじめに発展していく様子を疑似体験し、インターネット上でおこるいじめの課題に気づき、解決策を考えることで、ネットでのいじめを防止する。</p>	
<p>■ 対象・時期</p>	
<p>対 象：小学生（主に高学年）、中学生、保護者 時 期：通年</p>	
<p>■ 展開例</p>	
<p>指導の流れ</p>	<p>留意点</p>

<p>1 インターネット上で起こるいじめについて考える</p> <p>○データ等を提示し、感想を出し合う。</p> <p>2 なぜインターネット上でいじめがおこるのだろう？</p> <p>○パワーポイント教材「友達同士のSNS上でのいじめ事例」を提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担して、会話を再現する。 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「友だち同士のSNS上でのいじめ事例」の内容</p> <p>同じクラブの友だち同士が、無料通話アプリでやりとりをする中で、ちょっとしたきっかけで一人を攻撃するようになり、いじめに発展する</p> </div> <p>○なぜ、いじめに発展したと思うか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・字だけでは相手の思いや雰囲気のは分らないことがあって、深刻になっていったのではないか。 ・アプリのやりとりだと簡単に何でもやれてしまうので、どんどんエスカレートしてしまうのではないか。 <p>○どうすればいじめに発展しなかったのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯アプリ等では相手が誤解するような内容や書き方はしない。 ・たとえ軽い気持ちであっても、人の悪口などは書き込まない。 <p>3 これから自分はどうするかを考える</p> <p>○携帯アプリ等を使うとき、今後どうしていくか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分はいじめや人を落とし込める書き込みなどはしないでおこうと思う。 ・携帯アプリ等は相手やグループがあるので、一人だけでなくみんなで決めた <p>い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PP教材 (URL : ・改めて、疑似体験させることで客観的かつ冷静にかんがえることができる。なるべく多くの子に役割演技をさせる。 ・発展として、携帯アプリ等のルールづくりをするのも良い。
<p>■資料等</p>	
<p>「友だち同士のSNS上でのいじめ事例」(大阪府教育庁 大阪府中学生サミット資料)</p>	

【指導例5】小学生のためのネット・SNS安全教室

<p>■ねらい</p>
<p>インターネットに潜む危険性を認識し、利用に際してのルールを理解することで、児童がネットトラブルの被害者にも加害者にもならないようインターネットを適切に利用できるようにする。</p>
<p>■対象・時期</p>

対 象：小学生

時 期：通年

■ 展開例

(学級単位での授業)

- 1 文字だけのやりとりに関するトラブルについて考える。
無料通話アプリでのトラブル例を挙げ、課題や注意点について考える。
- 2 3つの事例について考えてみよう
動画やパワーポイント教材から考え、それぞれの問題点と解決策について意見を発表する。
 - ①ゲーム課金でのトラブル
「お金」と「時間」の使い方について考える。
 - ②写真の拡散
知らない人にも見られてしまう危険や一度拡散すると削除できないことを知る。
 - ③見知らぬ人とのやりとり
ネットで知り合った人とは絶対に会わないことを確認する。
- 3 ネット利用の注意点を全員で確認する
ネットトラブルにならない注意点とトラブルの際は大人に相談することを伝える。
- 4 利用について、ルールをつくる
これまでの振り返りから、自分たちで話し合い、適切な利用についてルールづくりを行う。
※ KJ 法などを活用する。

■ 資料等

「小学生のためのネット・SNS 安全教室」

(「大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書 & 適切なネット利用のための事例・教材集」より：(一社)ソーシャルメディア研究会)

【指導例6】「みんなで考えよう！ インターネットの使いかた」

■ ねらい

SNS での不適切な行為の投稿や、自分の画像や個人情報の送信による被害（いわゆる「自画撮り被害」）等の危険性を知り、被害にあわないように適切な使い方について考えさせる。

■ 対象・時期

対 象： 中学生以上・保護者
時 期： 通年

■ 展開例

(学級単位での授業)

- 1 「いつの間にか有名に」
SNS での不適切な行為の投稿が、その後の社会や本人の将来に影響を及ぼし、一生の傷となることを知る。
→投稿する前に、一歩立ち止まろう。
- 2 「知っていますか？ 自画撮り被害」
動画「STOP！ 自画撮り被害！」の自画撮り被害の例を通じて、トラブルを防ぐポイントを考える。
→簡単に信じない。画像や個人情報は送らない。
- 3 「甘い勧誘には注意」
ネットを通じて勧誘されることが多いいわゆる「JKビジネス」についてその危険性を知る。
→絶対に連絡しない！ いわゆる「JKビジネス」には近づかない！
自分のこれまでの使い方と照らし合わせて、今後どうするのか考える。
- 4 被害の未然防止のため
大阪府青少年育成条例での規制について紹介する
また、各種の相談機関の相談窓口についても紹介する。

■ 資料等

動画「STOP！ 自画撮り被害！」(警察庁)
「みんなで考えよう！ インターネットの使いかた」(大阪府青少年・地域安全室青少年課)

【指導例 7】 外部講師の研修から学校への取組みにつなげる

■ ねらい

携帯電話等の適切な使用について、外部講師の講座実施を契機に、学校での継続的な指導や児童生徒の主体的な取組みに発展させることで、児童生徒への定着を図る。

■ 対象・時期

対 象：小学生・中学生・教職員・保護者
時 期：外部講師による携帯安全講座開催にあわせて

■ 展開例

＜外部講師による講座の例＞

各携帯キャリア会社・ネット関連企業等による携帯安全講座
大阪府警察本部による講座、大阪府消費生活センターによる講座
e-ネットキャラバン（一般財団法人マルチメディア振興センター）等

1 教職員対象の研修

外部講師による児童生徒対象の講座の前に、事前に教職員研修を行う。

2 児童生徒・保護者対象の講座

外部講師による児童生徒や保護者対象の講座を行う。

3 講座を受けて学校での取り組みを行う

＜取り組み例＞

- ・正しい使い方について自分たちで考え、児童会・生徒会で学校のルールづくりを行う（【指導例 2】参照）。
- ・道徳の授業等を通じて、インターネットのいじめについて考える機会をもつ。
- ・保護者に講座の内容を発信し、家庭でのルールづくりを促す（【指導例 1】参照）。
- ・ピアサポートやソーシャルスキルの向上など、児童生徒相互の豊かな人間関係づくりを促す指導を充実させる。
- ・中学校区で児童会や生徒会が連携し、正しいネット利用やインターネット上のいじめをなくす取り組みを行う。等

■ 資料等

外部講師による講座の情報は、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」等を参照

【指導例 8】 保護者向け教材「子どもとゲーム機の向き合い方」

■ ねらい

保護者が、小学校低学年の利用が多い携帯ゲーム機の使用に伴う課題とその対策や、保護者の関わり（フィルタリングやペアレンタルコントロール）について知り、適切な使用や将来、子どもに携帯電話等を持たせる際の留意すべきポイントについて考える。

■対象・時期
対 象：小学生の保護者 時 期：P T A研修会や入学式等の保護者が集まる場面
■展開例
<p>1 携帯ゲーム機の普及と課題 子どもへの通信機器所持率のデータから、小学生の多くが携帯ゲーム機を所持し、携帯ゲーム機を通じてネットを利用していることを知る。 またスマホや携帯ゲーム機の課題は「時間」・「お金」・「コミュニケーション」3つであることを確認する。</p> <p>2 安心して使うために 携帯ゲーム機の効果的な制限機能である「フィルタリング」と「ペアレンタルコントロール」について知る。</p> <p>3 デモ機による体験会 実際にデモ機を操作して、「フィルタリング」と「ペアレンタルコントロール」の設定や解除方法について体験する。</p> <p>4 まとめ 子どもと話し合い、親子で納得したルールづくりも必要。</p>
■資料等
小学校の保護者向け学習講座「子どもとゲーム機の向き合い方」 （大阪府青少年・地域安全室青少年課、（一社）ソーシャルメディア研究会、任天堂株式会社）